**「市政改革プラン3.0」の進捗状況（令和３年度末時点）**

令和４年９月

**概 要 版**

■大阪市では、「市政改革プラン3.0－市民の暮らしの満足度向上をめざした市政改革－」を策定し、令和５年度までを取組期間として、29件の目標を設定し市政改革に取り組んでいます。

■このたび、令和３年度末時点の状況について、取組の実施状況及び目標の達成状況を取りまとめました。引き続き、ＰＤＣＡ[[1]](#endnote-1)サイクルを回しながら、改革を着実に推進します。

|  |
| --- |
| ●「市政改革プラン3.0」で設定している29件の目標のうち、**令和３年度目標27件**（残る2件は令和３年度の目標を未設定）について、行政手続きのオンライン化件数、未利用地の売却収入額など**21件が「達成」**となった一方、業務改革の推進に係る実施計画の策定、働き方改革の推進に関する各種目標など**6件が「未達成」**となりました。●令和３年度には、「大阪市行政手続きオンライン化推進計画」に基づく取組、地方独立行政法人天王寺動物園設立や市営住宅維持管理業務における指定管理者制度の導入、テレワークや時差勤務など柔軟な働き方の更なる推進に向けた取組などを実施しました。 |

■今後は、DX[[2]](#endnote-2)の推進を視野に入れた取組を重点的に掲げた「市政改革プラン3.1」【市政改革プラン3.0の中間見直し版】に基づき、市政改革を推進します。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 柱 | ●３年度目標を達成した項目の状況 | ●３年度目標が未達成の項目の状況 ⇒ 今後の主な取組 |
| **１ＩＣＴを活用した市民サービス向上** | **達成：４件** | **―** |
| **行政手続きのオンライン化とＢＰＲ[[3]](#endnote-3)〔p８〕**●行政手続きのオンライン化件数(累計)：目標約500件　実績約600件**市民利用施設に係る手続きの利便性向上〔p10〕**●利用手続きのオンライン化施設数：目標33施設　実績34施設●市民利用施設の一覧サイトの稼働**多様な公共料金支払手段の整備〔p11〕**●支払手段の整備を実施した施設数：目標37施設　実績37施設 | **―** |
| **２官民連携の推進** | **達成：５件** | **未達成：３件** |
| **下水道〔p14〕**●「汚泥処理炉」での民間活用の拡大に向け、ＰＦＩ事業に係る実施方針及び特定事業の選定・公表を行った。**保育所〔p16〕**●公募実施（民間委託）箇所数：目標３箇所　実績３箇所**一般廃棄物（収集輸送）〔p17〕**●東北環境事業センター・西北環境事業センターの資源ごみ・容器包装プラスチック収集を民間委託した。**市営住宅〔p20〕**●市営住宅維持管理業務において、令和３年４月に指定管理者制度を導入した。**動物園〔p21〕**●令和３年４月に地方独立行政法人天王寺動物園設立 | **幼稚園〔p15〕**●民営化に向けた個々の園の進め方の方針を策定するため、所管所属と関係区との間で協議に向け準備を進めたが実施には至らず。⇒関係区・関係先との間で調整の上、取組を進めていく。**市場（本場・東部市場）〔p19〕**●最適な市場運営のあり方の方針決定に向けた検討を進めたが、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により方針決定には至らず。⇒引き続き、感染の状況を踏まえ検討していく。**ＰＰＰ[[4]](#endnote-4)／ＰＦＩ[[5]](#endnote-5)の活用促進〔p22〕**●事業の企画・実施に関わっている職員のうち、民間活力を活用しようとしている職員の割合目標70％　実績65.5％　⇒研修内容を工夫して実施し、官民連携に関する理解促進を促していく。 |
| **３効果的・効率的な行財政運営** | **達成：８件** | **未達成：１件** |
| **最新技術を活用した維持管理業務等の効率化〔p25〕****●**ドローンによる防潮堤点検業務の運用範囲の拡大目標15㎞　実績15㎞　　　　　**持続可能な施設マネジメントの取組の推進〔p26〕**●施設のあり方検討のためのガイドラインの骨子を作成するとともに、新公会計制度に基づくコスト情報などを活用した資産情報の一元化・見える化の取組を実施した。●「空き施設等活用方針」に基づき取組を実施した。**大規模事業等のリスク管理〔p28〕**●10億円以上の大規模事業等に関わる所属（３年度末現在　５所属）において仕組みを導入した。 **施策・事業の見直し〔p30〕**●PDCAの徹底に係る新たな仕組みの構築（事業進捗管理）を行った。**人員マネジメントの推進〔p31〕**●技能労務職員数（３年10月時点）目標▲180人（約3,230人）実績▲204人 （3,201人）**未利用地の有効活用等〔p32〕**●売却収入額：目標60億円（累計120億円）実績84億円（累計 155億円）（決算見込）**未収金対策の強化〔p34〕**●未収金残高：目標378億円以下実績351億円（決算見込） | **業務改革の推進〔p24〕**●多様な技術の活用等による事務の簡素化・効率化に係る実施計画については、大阪市ＤＸ戦略を策定することから、同計画の策定を見送った。⇒今後は、業務運営上の課題解決にかかる職員提案の実現に向け、提案内容の点検・精査を実施していく。 |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 柱 | ●３年度目標を達成した項目の状況 | ●３年度目標が未達成の項目の状況 ⇒ 今後の主な取組 |
| **4ニア・イズ・ベターの徹底** | **達成：３件** | **未達成：１件** |
| **地域活動協議会[[6]](#endnote-6)による自律的な地域運営の促進〔p36〕**●地活協の構成団体が、地域特性に即した地域課題の解決に向けた取組が自律的に進められている状態にあると思う割合目標88％　実績89％**区ＣＭ制度の趣旨を踏まえたルールや制度の適切な運用の徹底〔p40〕**●関係所属において区ＣＭ[[7]](#endnote-7)事業のＰＤＣＡが適切に行われ、制度の趣旨に即した運用が徹底されていると評価している区長（区ＣＭ）の割合24区中 目標23区長　実績24区長**区役所業務の更なる標準化[[8]](#endnote-8)の推進〔p42〕**●２年目の標準化計画達成 | **区ＣＭ制度の趣旨を踏まえたルールや制度の適切な運用の徹底〔p40〕**●ニア・イズ・ベター[[9]](#endnote-9)の徹底の観点から、区ＣＭ権限等が適切に整理されていると考える区長（区ＣＭ）の割合24区中　目標24区長　実績23区長⇒各区長（区ＣＭ）の意見等を踏まえ、目標達成に向けた課題を洗い出し、その解決に向けて取組を進める。 |
| **５人材育成・職場力の向上** | **達成：１件** | **―** |
| **次代を担う職員の育成〔p43〕**●「状況に応じて、リーダーシップを発揮している」かつ「困難な問題にも積極的にチャレンジし、自己成長につなげたい」に、「思う」と回答した職員の割合目標10％　実績12.2％ | **―** |
| **６働き方改革** | **―** | **未達成：１件** |
| **―** | **働き方改革の推進〔p45〕**●目標4項目・職員１人あたりの時間外勤務の年間平均時間数目標：124時間以下、実績：135時間・職員１人あたりの年次休暇の年間平均取得日数目標：16日以上、実績：15.8日・男性職員の育児休業等取得率目標：30.0％、実績：28.8％・管理職員に占める女性職員の割合（事務系）目標：課長級以上20.0％、係長級以上30.0％実績：課長級以上18.9％、係長級以上28.1％　　⇒引き続き、長時間労働の是正や制度の周知、働きやすい職場環境づくり等の取組を進めていくとともに、大阪市役所のあるべき働き方の絵姿を示していく。 |

1. PDCA：施策・事業に必要な要素である企画（Plan）、運営（Do）、評価（Check）、改善（Action）を一貫した流れのものとして捉え、それらを循環させることで、以降の施策・事業の改善に結びつける手法。 [↑](#endnote-ref-1)
2. デジタルトランスフォーメーション。一般的には「新たな価値を創造することを目的に、デジタル技術の駆使によって既存の枠組みを変化させること」をいう。 [↑](#endnote-ref-2)
3. BPR（Business Process Re-engineering）：現状の業務プロセス、組織・機構、諸規定・制度を見直し、ゼロベースで業務手順を刷新するもの。 [↑](#endnote-ref-3)
4. PPP（Public Private Partnership）：行政と民間が連携して、それぞれお互いの強みを生かすことによって、最適な公共サービスの提供を実現し、地域の価値の向上や住民満足度の最大化を図るもの。 [↑](#endnote-ref-4)
5. PFI（Private Finance Initiative）：行政が実施している公共施設等の設計・建設・改修・更新や維持管理・運営に、民間の資金と経営能力・技術力（ノウハウ）を活用し、公共サービスの提供を民間主導で行う手法。 [↑](#endnote-ref-5)
6. 地域活動協議会（地活協）：概ね小学校区を範囲として、地域団体やＮＰＯ、企業など地域のまちづくりに関するいろいろな団体が集まり、話し合い、協力しながら、様々な分野における地域課題の解決やまちづくりに取り組んでいくための仕組み。 [↑](#endnote-ref-6)
7. 区CM：地方自治法上、「区長」は「区役所の長」であり、局の事務を所掌できないことになっていることから、現行の政令指定都市制度のもとで、区の区域内における各局の基礎自治に関する業務を横断的に総括し、局長以下を指揮監督する職として、24 の「区シティ・マネージャー（区ＣＭ）」職を設置し、24 区長をもって充てる（兼務する）旨を大阪市の事務分掌規則に定めている。 [↑](#endnote-ref-7)
8. 標準化：作業要領書などの整備を徹底し、作業効率を向上させるとともに、担当者間ムラ及び変化点（引継ぎや制度改正など）リスクの低減を図ること。 [↑](#endnote-ref-8)
9. ニア・イズ・ベター：住民に近いところで行われる決定ほど望ましい、という地方分権の基本的な考え方。 [↑](#endnote-ref-9)